

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.112

2003.12.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(1月のタイ祝祭日のお知らせ) 弊所の年末年始休暇は 12月27日より1月4日です。2004年は1月5日から開始致します。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを 12月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm>、を更新しました。ご高覧ください。

(知的財産同窓会 (I P A A) の最近の活動及び予定)

工業団地セミナーは日本人経営者向けに 12月3日に終了し、以降カビンプリ工業団地向けに 1月14日と順次開催して参ります。タイの中小企業向け A O T S 知的財産研修を 1月19日から 23日までバンコクにて行われます。研修生 34名が聴講する予定です。

~ 編集者より ~

前回のニュースで特許特別会計を取り上げた際、幾つかコメントを戴いたので、修正方々さらに解説を加えておきたい。記事の前提にあったのは 11月14日日本経済新聞第5面である。早速、財務省のウェブサイトより「特別会計の見直しについて—基本的考え方と具体的方策」
http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/zaiseia151126/zaiseia151126_2.htm#02
(平成15年11月10日税制制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会特別会計小委員

会)の報告を取り寄せた。この報告書は11月26日に特別会計の見直し(報告書)となって既に取り纏められている。この中の第2章事務事業等の見直しという処で、コストの縮減、事業の重点化・効率化等の対象として、特許特別会計が入っている。この対象事業の説明は、「特別会計の事務事業については、上記の廃止・縮減等のみでなく、コストの縮減による歳出の合理化を進めるとともに、事業評価の活用による事業の重点化や、PFIを活用した事業の効率化等を進める必要がある。」と説明されているように、廃止・縮減の対象特別会計以外に、いわゆる合理化や効率化を求める特別会計がここに含まれている。

そして、問題の特許特別会計には、

「具体的方策

特許特別会計については、IT化やアウトソーシング等による業務の効率化に引き続き取り組む必要がある。その際、機械化に係る現行の契約形態についても、中長期的観点から費用対効果を十分勘案の上、その取扱いを検討し、歳出の効率化を図る必要がある。」

と、記されており、決して他の特別会計(自動車検査登録特別会計、食糧管理特別会計など)のように「縮減」という語は用いられていない。

だがしかし、業務効率化を求めていることに変わり無く、審査業務を含むあらゆる行政サービスの費用対効果を勘案することを迫っているものと私は重く受け止めている。

今年最後のニュースとなり、幾つか書きたかった話題の中に日アセアン協力の課題、自由貿易協定の課題などなどがある。いずれは別の紙面で取り上げようと思っている。そこで、来年への東南アジアでの知的財産潮流を占うこととしたい。

まず、第一に挙げられるのが、二国間自由貿易協定の活発化であろう。タイでも中国やインドとの交渉が開始した。タイの政府発表はいつも楽観気味だが、再来年には中国と締結予定という。これらの協定の中で、知的財産をどのように扱うかが実に注目される処である。特に東南アジア各国と中国との関係は、中国からなだれ込む不正商品流入問題にどれだけの措置を盛り込むことができるかがポイントである。第二の潮流は、マレーシアのPCT加盟にみられるようにPCTがどれほどアジアに浸透するかである。残る大国はタイのみとなり、タイの出方が気になる処だ。これはタイのタクシン政権と産業界の選択にかかっているが、私は未だに時間がかかると読んでいる。内閣が既に加盟を了承したと伝え聞くが、タイの様々な国際条約(ブタペスト条約やパリ条約、ニース協定、マドリッド協定を含めて)への加盟は長い時間が必要である。さらに各国がPCT加盟後にPCTという体制にどのような評価を下すかも見所である。第三の潮流は国内の発明奨励策がどのように動くかである。シンガポールは特に知的財産

を重視した施策を実行し続けている。少数の国民が今後将来豊に暮らすには知的財産しか競争手段がない。これがWTO体制から得たシンガポールの結論ではなからうか。タイでも技術開発に力を入れ始めた。海外からの技術導入から現地での技術開発へと次第に東南アジア各国が動き始めている。背後には中国の台頭が現実化してきているためである。この潮流は結構早くかつ強い潮流となって現れるのではなからうか。

以上、三つの潮流を挙げてみた。他にも情報技術の利用の高度化や裁判所を中心とする知的財産活動の活発化などが話題に上る。特に情報技術の利用については、以前から主張し続けてきたが、日本政府が支援してきたデータベース作成援助が中途半端のまま残骸のように残っている。これを最新の情報技術を利用してネットワーク化してこそ初めて利用者にとって最大限効果を発揮するものだが、未だにこの第二段階の援助への道は日本政府部内で道程の遠い議論となっている。来年はもっと利用者にとって「これがほしかったんだ」と言われるほどのビジョンを明らかにするよう日本政府にも現地政府にも期待したいものである。このことは特別会計の見直しについても同様なことが言えると思うが。

皆様におきまして来年は良い年でありますよう。また来年も引き続き宜しくお願い申し上げます。

～シンガポールが技術革新に関する政策の1位とアメリカの研究者が発表～

アメリカ、ハーバード大学ビジネススクールの Michael Porter 教授の研究で、シンガポールが技術革新に関する政策 (Innovation Policy) 分野で第一位になった。これは、知的財産保護の有効性、税額控除や助成金による研究開発の推進が認められたものである。インドと中国は技術革新経済推進国として頻りに名前が挙がっているが、Michael Porter 教授の Northwestern 大学との合同研究では、両国は技術革新に関する政策の分野で 73 ヶ国中 25 位以下であった。OECD 加盟国でも技術革新に関する政策分野で上位にランクインできなかった国が多いと World Economic Forum's 2002/3 Global Competitiveness Report では報告されている。技術革新に関する政策分野でトップになったことで、シンガポールは国の技術革新力 (National Innovative Capacity) の分野でも高い評価を受けている。シンガポールはこの分野で昨年の 13 位から今年 10 位までランクアップした。今年アジアの国でランクインしたのは、シンガポール以外は台湾だけであった。シンガポールが国の技術革新力分野でランクアップしたのは、近年、成長の源として技術革新推進に力を注いでいることが評価されたものである。シンガポールはこの他にも、科学技術人材分野では 17 位、技術革新環境分野では 12 位、技術連携分野では 22 位、企業の技術革新分野では 10 位となっている。

	技術革新政策 (Innovation Policy)		国の技術革新力 (National Innovative Capacity)
1	シンガポール	1	アメリカ
2	イスラエル	2	イギリス
3	カナダ	3	フィンランド
4	フィンランド	4	ドイツ
5	台湾	5	日本
6	ドイツ	6	スイス
7	アメリカ	7	スウェーデン
8	チュニジア	8	台湾
9	オーストラリア	9	カナダ
10	イギリス	10	シンガポール

(2003年11月19日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで1,100万ドル相当のコピー機関連商品の模倣品を押収～

シンガポール警察は木曜、16万7,000点、1,100万ドル相当のコピー機関連商品の模倣品を押収した。これは一回に押収された模倣品としては最大規模である。捜索は12時間に及び、コピー機のインク関連品を扱っていた地元企業の経営者(51)が逮捕された。今回押収されたのはトナー、インクカートリッジなどで、SHARP、TOSHIBA、HEWLETT-PACKARD、XEROX、PANASONIC、CANONの商標が使われていた。警察では、この経営者は空のトナーやインクを中国から取り寄せ、インクを詰め、包装して、中東、南アフリカ、西洋の何ヵ国に輸出していたと見られている。(2003年11月29日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで蘭品種の模倣品対策に新法起案～

Asia-Pacific Centre for Environment Law, Intellectual Property Academy, 知的財産庁、Singapore Academy of Lawが開いた知的財産及び生物資源についての会議で、知的財産庁は、シンガポールでは知的財産庁が蘭やその他の植物についての新法を起案中で、早ければ来年7月から蘭の栽培業者は新品種を開発した際、他者にコピーされないようこの新法を利用できるようになることを公表した。新種苗法が承認されれば、研究者や栽培業者はコピーした者を告訴することができる他、20年間の保護が受けられるらしい。保護を受けるためにはその植物が独自のものであるという証拠を提出するなど、厳しい条件がある。また研究者は、新法とシンガポールの現行特許法という二重の保護を受けることになる。ケースによっては特許を取得するよりも知的財産庁に新品種保護申請したほうが簡単だと判断される場合もあり得る。特許の明細書を作成するには1万5,000ドル以上の費用が掛かり、登録までに3年掛かる。(2003年12月3日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアが海賊版ビデオディスク問題でインドから非難される～

インドの Satyabrata Mookherjee 商業工業担当大臣はマレーシア・インドビジネスフォーラムにおいて、マレーシアに蔓延する海賊版ビデオディスクに対しては法的措置が必要で、真の責任者を追跡し、この違法取引で荒稼ぎをしているグループを抑制しなければならないと述べた。マレーシアは他の多くのアジアの国と同じように、海賊版音楽 CD が蔓延っており、時には新作映画のディスクが映画館で上映される前にわずか 1 ドル程度で、路上で販売されていることもある。当局は日常的にショッピングモールやナイトマーケットで取締りを実施しているが、捜査が終われば元の木阿弥である。インドの映画や映画音楽はマレーシアの中で 8% を占めるインド系住民だけでなく、2,500 万のマレーシア人全体に絶大な人気がある。アメリカ政府は、マレーシアは他のアジアの国々よりも海賊品問題について真剣に取り組んでいるが、CD と DVD の価格調整は解決策にはなっていないと発言している。マイクロソフトの担当者は昨日、マレーシアの海賊品業者が Windows 次世代 OS システムの未発売バージョンのコピー品を販売していると語った。Longhorn というコードネームのプログラムは早くても 2005 年までは公式に発売されないことになっている。(2003 年 12 月 3 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシア、海賊版商品対策の成果拳がらず～

マレーシア国内消費者省の著作権侵害エンフォースメント担当の高官は、マレーシアが大掛かりなキャンペーンやエンフォースメントを行なっているにも関わらず、未だ海賊版商品の割合が高い 25 ヶ国のリストに名前があると認めた。このリストでは中国、ベトナム、インドネシアが上位にあり、この国で海賊版商品の占める割合は 90% 以上とされている。今週初めには発売前のマイクロソフトの最新 Windows OS、Longhorn の海賊版が販売されているのが発見された。マイクロソフトによれば、ロサンゼルスで行なわれた会議でこのソフトのデモンストレーションと配布が行なわれた際、参加者がコンピューターにインストールしてしまう危険性はあったということである。マレーシアでは海賊版 Longhorn が 1 枚 5RM で販売されている。国内消費者省の Datuk Sulaiman Mahbob 事務局長は昨日、昨年マレーシアでは海賊版商品により 3 億 7,810 万 RM の損失があったという統計を発表した。マレーシア政府は 2000 年から海賊品対策の取締りキャンペーンやエンフォースメントを継続的に行なっているが、海賊版商品の占める割合は 68% 前後で変わらない。これはマレーシアで販売されている商品の 4 分の 3 が海賊版であるということである。マレーシアの海賊商品に対抗する法律では、侵害を犯すと、5 年以下の懲役と 1 万 RM 以下の罰金が科されることになっているが、実際には起訴に持ち込まれることは少ない。毎年 2 万件近くの取締りとエンフォースメントが行なわれているが、成果は拳がらず、今年押収した海賊版ソフトはわずか 100 万 RM 相当分であった。(2003 年 12 月 6 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイで模造タバコによる損失についての研究発表～

チュラロンコン大学の Sangsit Piriyaarangsarn 氏が行なった調査において、密輸・模造タバコによりタイ国内で年間数 10 億パーツが失われていることが明らかになった。タイのタバコ Krong Thip90 の模造品の販売額は年間 30～40 億パーツに及ぶ。この論文によれば、タイ国内に密輸入された模造タバコのうち、当局が押収したのはわずか 5% に過ぎないとのことである。禁制タバコはカンボジア、ラオス、マレーシアを通じタイ国内に密輸され、全国約 51 万の小売業者に卸される。模造タバコの製造量が多い国は中国、インドネシア、フィリピン、カンボジアであると見られている。1998 年 406 億パーツあったタバコの売上げが 2001 年には 384 億パーツと 3 年間で 22 億パーツ落ち込んでおり、これは模造タバコの影響であるがこの研究では分析している。全体の売上げのうち地元ブランドが占める割合は 85% である。タバコ一箱の製造に掛かるコストは 3～4 パーツ、販売額は少なくとも 35 パーツで、製造や流通が単純であることから、模造タバコは利益率が高いビジネスであると言える。(2003 年 11 月 28 日、バンコクポスト)

～タイで中国からの模倣衣料品を押収～

タイ税関は、中国から輸入された衣料品 1 万 5,000 点、400 万パーツ相当を知的所有権侵害の疑いで押収した。この中には Gucci、Fendi、Versace、Calvin Klein、Polo Ralph Lauren といったブランドのコピー品が含まれていた。(2003 年 11 月 29 日、バンコクポスト)

～タイで HP、Canon、Epson の模倣品を押収～

プリンターメーカーの HP、Canon、Epson からの訴えを受け、タイ警察はノンタブリー県にある工場と倉庫から 5,000 万パーツ相当の模倣品を押収した。工場と倉庫のオーナーは商標権侵害の罪で起訴されることになる。(2003 年 12 月 6 日、バンコクポスト)

～タイの映画製作会社役員がウルトラマン訴訟で勝訴～

東京高等裁判所は水曜(12月10日)、タイの映画製作会社役員 Sompote Saegduenchai 氏にウルトラマンのテレビシリーズの海外での独占権を認めた第一審判決を支持する判決を下した。(2003 年 12 月 12 日、タイネ - ション)

～タイにおける医薬品の営業秘密保護～

製薬産業というのはタイを含め、どの国でも比較的厳しい規制を受けているものである。一般的に、製造から商品許可/登録、流通、価格設定、エンドユーザーへの販売までのサイクルの様々な局面で政府の介入がある。本来部外秘で商業上機密を保つべき製品情報も商品許可/登録の一環として行政当局に報告するよう、法律や規則によって定められていることが多い。

タイでは国の必須医薬品リストに載っている製品を製造したい場合には、製造の原価構成、製

品の輸入流通プロセスについての情報を提供することを義務付けると要請されている。

この種の情報はほとんど部外秘且つ商業上機密を保つべき情報で、金銭的価値が高く、まとめるのに時間が掛かる他、ライバルが大きな関心を持つものである。

情報をまとめるのに時間と費用を費やしている最初の製造者は、この情報を取り扱うのは政府担当官が本当に知る必要がある場合に限り、第三者に不当に公表されることはなく、本来の目的にのみ使用されるものであるということを確認する正当且つ妥当な利害関係がある。

先進国では、製薬会社が提出した営業秘密を政府監督機関が取り扱う際のマナーやその範囲について数多くの論議、法廷闘争が行なわれてきた。

タイでも 2002 年 7 月に営業秘密法が制定されたが、これにより将来タイでも同じような論争が起こる可能性がある。営業秘密法の 15 条まで全て施行するよう省令が発表されれば、その傾向はより顕著となる。

営業秘密法の 15 条にはタイ政府機関に対し、製造者や輸入業者が提供した新薬や農薬に係る営業秘密の機密性を保持するよう義務付けるという明確な記述がある。政府機関は不正に開示、持ち去り、商業目的での利用をしないことを確認しなければいけない。省令が発令されない限り、15 条は効力を持たないというのが大方の見方であるが、営業秘密法の罰則規定は 15 条に効力を持たせるよう独自に適用することが可能であるかのように読み取れる（例：33 条）。刑法 323、324 条にも同様の規定があるが、これは営業秘密法より以前からあるもので今後も効果は残る。15 条の状況がどうであれ営業秘密法に係る全てのケースにおいて、政府機関に営業秘密を提供する企業は、機密事項を提出した際には適格な言葉で示された注意書きを添付することを積極的に考慮しなければならない。問題のデータが価値ある営業秘密であり、データの公表ができるのは本当に知る必要がある場合のみで、第三者に対して開示することは禁止され、データが提供された本来の目的にのみ利用される以外は受け手や第三者が利用することが禁止されていると、受け手がはっきりわかるように注意書きを記すべきである。

営業秘密と政府機関による利用という問題は、公序良俗/利己主義と私的財産権の微妙な均衡政策を含んでいる。公序良俗や利便性と私的財産保護の認識・尊重との境界線をどこにどのように引くべきか？この問題はタイが法的基盤を整え、発展途上国から先進国への飛躍するための新しい挑戦となる。（2003 年 12 月 15 日、バンコクポスト）

～ フィリピンで行なわれた模倣品対策セミナーで、模倣品がテロリストの資金源になっているとの指摘～

欧州委員会の税関専門家 Christophe Zimmermann 氏は昨日、EU による ASEAN 諸国に対する模倣品対策セミナーのため訪れていたフィリピンで、模倣品がテロリストの重要な資金源になっていると指摘した。同氏によれば、2002 年の第一四半期にデンマークの税関当局によりヴァセリンの模造品約 8 トンが押収されているが、これはアルカイダの諜報員がドバイからイギリスに輸送したも

のであった。この時の積荷にはシャンプー、クリーム、コロソ、香水の模造品も含まれていた。国際刑事警察機構 (Interpol, ICPO) では、この他にもイスラム原理主義グループ、ヒズボラに資金を提供しているパラグアイやその他の南米の国々で、レバノン人グループが模造品の卸売や販売に関与した事件も多数監視している。模造品のほとんどは中国産で、ヨーロッパで生産されたものは少なかった。北アイルランドでは、アイルランド共和国軍 (IRA) が独自のルートで犯罪組織に対し模造品、海賊商品の販売、輸送を行なっているとされているが、Christophe Zimmermann 氏は IRA がコピー CD、DVD の製造販売に関与していると語っている。国際刑事警察機構では北アイルランドの模造品市場は民兵組織によって支配されているものと見ており、市場は 1 年間に 1 億 6,700 万ドル以上を損失しているものと見ています。経済協力開発機構 (OECD) では、模造品貿易の取引額は 1 年に 4,500 億ドルに上り、世界貿易の 5~7% を占めていると推測している。海賊行為によってアメリカの企業は 1 年に 2,000 億から 2,500 億ドルを損失している。中国と ASEAN 加盟国 10 カ国は世界の二大模造品生産地であると欧州委員会は見ている。(2003 年 11 月 21 日、シンガポールストレイトタイムズ)

~ 中国が海賊版商品との戦いを強化 ~

中国では海賊版のビデオとソフトウェアが蔓延しており、例えば北京では最新ハリウッド映画の海賊版 DVD が 7 円で購入できる。深川では同様の DVD が 4 円で販売されている。この他、製品やロゴのコピーも多い。Wei Jianguo 商務省副大臣は、知的財産侵害について中国政府は積極的な手段を講じるとの構えを示し、幾つかの地域では 2 年前に加入した WTO に対する公約を上回る成果を挙げていると語っている。(2003 年 11 月 8 日、シンガポールストレイトタイムズ)

~ 中国でシンガポール企業が商標侵害でラコステを告訴 ~

ワニのエンブレムで知られるフランスのスポーツシャツメーカー、ラコステが上海でシンガポールの Crocodile International 社と商標権を巡り対立している。Crocodile International 社のワニのロゴをデザインした Tan Hiansin 氏が昨年 3 月に商標権侵害について訴えを起こしたのを受け、上海裁判所は月曜、聴聞会を実施した。訴えの中で Crocodile International 社と Tan Hiansin 氏はラコステに対し、損害賠償と公式な謝罪を要求している。Crocodile International 社側は Tan Hiansin 氏が 1947 年に商標を英語の「crocodile」という言葉を合わせて初めてデザインし、1951 年 12 月 13 日にシンガポールで商標登録したと主張している。両社は 1960 年代からどちらのロゴがオリジナルであるかという争いを続けている。Crocodile International 社のロゴは顔を左に向けているが、ラコステのロゴは顔を右に向けている。両社は中国でこの他に二つの訴訟で争っている他、他のアジアや中東でも同じような論争を繰り返している。上海での訴訟はラコステが 1995 年に化粧品分野で商標登録をしたことに論議が集中している。ラコステ側の弁護士は、これは一種の防衛的な登録であり、これによりラコステの権利は保護強化されるはずであると述べている。10 月 20 日に北

京でラコステ側が Crocodile International 社を訴えた裁判では、5 億円が要求されているが、これに対する反訴として、Crocodile International 社は 5 百円の損害賠償を求める予定であるという有力紙の情報もある。これとは別にラコステは 2006 年 3 月にロゴの期限が切れる香港の Crocodile Garments Ltd に対する訴えは取り下げている。フランスの Devanlay SA の子会社であるラコステはフランステニス界伝説の人物、Rene Lacoste が 1933 年フランスでロゴを登録し、ワニのロゴを自身のスポーツウェアに付けたものであると主張している。同社は 1980 年に中国で商標登録を行っているが、Crocodile International 社が中国で商標登録したのは 1998 年になってからである。(2003 年 11 月 10 日、バンコクポスト)

～インド政府がエイズ治療薬のコスト削減に努力～

インドの Sushma Swaraj 保健大臣は来年の 4 月までに、国立病院を利用している HIV 陽性の両親、15 歳までの子供、貧困層の患者に対し、治療薬を無料で提供するという 20 億ルピー規模の計画を開始する予定であると発表した。同大臣は日曜、インド政府はエイズ患者に「底値」で治療薬を提供するよう、地元製薬会社と交渉中であると語った。業界の情報筋によれば、この取り決めでは患者は 1 日 3 回分の薬を 20US セント以下で入手できることになっている。これは世界一安価な価格である。しかしこの計画の実現には障害がある可能性がある。まずインド政府は generic version の抗レトロウィルスを製造している地元製薬会社と最終合意を結ばなければならない。インドの製薬会社 3 社はクリントン前アメリカ大統領のプロジェクトの一環として、発展途上国向けにエイズ治療薬を一日分 38US セントまで大幅な値下げをしている。Sushma Swaraj 保健大臣は、輸入に便宜を図ればインドに対しては 38 セント以下に値下げをすると製薬会社が約束したと語っている。この他にもまだ障害はある。政府は 10 万人余りの患者に対する治療薬に掛かる費用をまだ見積もっておらず、数字が出るのは実施初年度になる見込みである。また、より広範囲な検査を実施や、抗レトロウィルス療法の服用量や効果を監視するための医師や看護婦を設置のために、現在不十分な健康保険の改善を行なう必要もある。今回の治療薬提供計画は財源不足のインド保健制度への挑戦となる。インド政府は HIV やエイズの予防や治療に年間 500 万ドルを費やしているが、この他年間約 9,500 万ドルが世界銀行や Bill and Melinda Gates Foundation などの海外の組織から寄付されている。ジュネーブにある世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (Global Fund to Fight Aids, Tuberculosis and Malaria) も、予防、治療、自発的検査・相談のため 5 年間に 1 億ドルをインドに提供することに合意している。しかしこれは専門的意見の相違で最終合意には至っていない。インド医師も抗レトロウィルス治療法を実施しているが、一日 1 ドルという費用は平均年収 500 ドル以下のインドの人々にとっては高額である。インド政府の最新の調査では、インドには 458 万人の HIV 及びエイズ患者がおり、これは南アフリカの 500 万人に続き世界第 2 位である。(2003 年 12 月 2 日、シンガポールストレイトタイムズ)